



「みやしろ応援団」への掲載について ～広告バナーガイドライン～

規格

広告主名：22 文字以内

事業等を紹介する文章：39 文字以内

縦横 60 ピクセルの丸抜きにした写真又はイラスト

掲載位置と掲載方法

◆「みやしろで暮らそっ」のトップページ

並び順はランダム表示

◆各ページ下部

トップに掲載した広告のうち 4 枠をランダム

掲載期間

4 月～9 月、または 10 月～3 月の中で 1 ヶ月単位での
お申込みになります(最長で6ヶ月掲載可能)

※掲載枠に余裕がある場合は、延長していただく事も可能です。



<掲載イメージ>

申込方法

宮代町有料広告申込書、広告原稿、リンク先ホームページアドレス、掲載したい画像を宮代町役場
企画財政課へお持ちください。

広告掲載料

1 ヶ月 3,000 円

※広告掲載料は掲載期間分をご通知後 15 日以内にお振込みください。

その他詳細は運用規程・有料広告掲載基準をご確認ください

定住促進ウェブサイト「みやしろで暮らそっ」有料広告掲載に関する運用規程

1. 趣旨

宮代町有料広告掲載の取扱に関する要綱（以下「取扱要綱」という。）及び宮代町有料広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）定めるもののほか、定住促進ウェブサイト「みやしろで暮らそっ」（以下「「みやしろで暮らそっ」」といふ。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 広告の規格

【形状】

縦横60ピクセルの丸抜きにした写真又はイラスト（以下「写真等」といふ。）及び文字を使用して町が指定する規格により作成したバナー広告とする。

【写真又はイラスト】

- (1) 画像形式はjpeg形式とする。
- (2) 広告に使用する写真等のデザイン及び色彩等は、町のイメージを損なうことのないよう町と広告を掲載しようとする者（以下「広告主」といふ。）とで調整し掲載するものとする。
- (3) 広告に使用する写真等の解像度については広告主が適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- (4) 広告に使用する写真等は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

【広告内容及び文字数】

文字で表すことができる広告内容は、広告主の名称（以下「広告主名」といふ。）及び広告主が行う事業等を紹介する文章（以下「紹介文」といふ。）とし、広告主名は22文字以内、紹介文は39文字以内とする。

【禁止する表現】

閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたるおそれがある次の表現の使用は禁止とする。

- (1) アニメーションなどの特殊効果
- (2) 閉じる、はい、いいえ、キャンセルなど操作手順を模した表現
- (3) アラートマークを模した表現
- (4) プルダウンメニューを模した表現
- (5) 町の事業に類似した名称などの表現
- (6) 上記のほか、利用者の意思に反した動きをする表現または利用者に誤解を与え、もしくは誤解を与えるおそれのある表現

3. 広告の掲載位置及び枠数

【掲載位置】

広告の掲載位置は下記のとおりとする。

- (1) 「みやしろで暮らそっ」トップページ
- (2) 各ページ下部

【募集枠数等】

募集する広告は10枠とし、「みやしろで暮らそっ」トップページに掲載する。また、各ページ下部には、「みやしろで暮らそっ」トップページに掲載した広告のうち4枠をランダム表示する。

4. 広告の掲載期間

広告の掲載期間は4月から又は10月からの1か月単位とし、最長6か月とする。ただし、掲載枠に余裕がある場合は、募集している掲載期間を超えない範囲で掲載期間を延長することができる。

5. 広告の募集

広告掲載の募集は、毎年1月と7月に「みやしろで暮らそっ」、町公式ホームページ及び広報にて行うものとする。ただし、募集期間外であっても掲載枠に余裕がある場合は、申し込みを受け付ける。

6. 広告の申し込み

広告主は、取扱要綱第5条に定める宮代町有料広告申込書に次に掲げる書類を添えて募集期間内に担当窓口へ持参するものとする。

- (1) 広告原稿
- (2) リンク先のホームページアドレス
- (3) 写真等

ただし、以前に掲載決定を受けたことがある広告主で、以前に提出した添付書類の内容に変更がない場合は、その書類の添付を省略することができる。

7. 広告掲載料の納付

- (1) 広告掲載料は一括の前払いとする。
- (2) 広告掲載料の納付期限は、通知後15日以内とする。

8. 広告掲載の取り消し

町長は、広告主又は広告内容が次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 取扱要綱第12条の規定に該当するとき。
- (2) リンク先のホームページの内容等が、法令に違反し、もしくは違反するおそれがあるとき、又は掲載基準に違反するとき。

9. 広告内容の変更

広告主は、掲載中の広告内容、写真等及びリンク先のホームページアドレスを変更するときは、文書をもって変更を届け出なければならない。

広告主の都合による広告内容の変更は、掲載期間中1回に限るものとし、届出の様式は任意とする。

宮代町有料広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、宮代町有料広告掲載の取扱に関する要綱第2条に規定する掲載の要件の基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

2 広告掲載の基準

(1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるものとは、おむね次のとおりとする。

① あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

ア 町の事業名その他これらに類似する表現を使用するもの

例：農あるまちづくり推奨の・・・ 宮代町ご用達の・・・

イ 過剰な表現を用いた広告又は他社製品若しくは価格等の比較を行うもの

例：宮代で一番〇〇 〇〇屋より安い 〇〇屋はまずい

1ヶ月で確実にマスターできる これで君も絶対合格！

ウ 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介することなどを目的としたもの

エ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」

例：

② 町民の生活上、好ましくないと認められるもの

ア 品質表示に誇張があり、人体への影響が定まっていない科学的根拠のない飲食物及び健康器具

例：ガンに効く 10日間でやせられる健康器具

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条の適用を受ける業種であるものは、次のとおりとする。

① 風俗営業、接待飲食営業、性風俗関連特殊営業に該当する営業

ア キャバレー、ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業

イ 待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業

ウ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（アに該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）

エ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの

オ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平米メートル以下である客席を設けて営むもの

カ まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる

おそれのある遊技をさせる営業

キ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業

(3) 貸金業の規制等に関する法律第2条の適用を受ける業種であるものとは、次のとおりとする。

例：消費者金融 通称サラ金

① 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他に類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国又は地方公共団体が行うもの

イ 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

例：銀行 信用金庫 JA

ウ 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

エ 事業主がその従業員に対して行うもの

オ 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

例：各種共済組合など

(4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するものとは、おおむね次のとおりとする。

① 政治活動及び宗教活動に関するもの

ア 公職選挙法に抵触するおそれのあるもの

イ 政党等の講演会等の開催広告、その他政党名等が入っているもの

ウ 寺社や宗教名等を用いて行われる布教、義捐金活動に関するもの

② 意見広告に関するもの

ア 自らの主義主張を述べているようなもの

③ 個人の宣伝に関するもの

ア 個人の氏名、住所等、純粹に自己紹介しているもの

イ 祝典や記念日などに、これに賛同、祝福する会社や個人が社名や個人名を名刺風にして連ねて掲載した名刺広告及びこれに類するもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるものとは、おおむね次のとおりとする。

ア 社会の法秩序を乱し、市民生活の安定を損なうおそれのあるもの

イ 個人又は他企業を誹謗中傷若しくは排斥するもの

ウ 過激な表現及びいかがわしい表現のもの

エ 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの

オ 裸体姿や暴力、犯罪を肯定し助長するなど、青少年の健全育成に反するおそれのあるもの

- カ 残虐な描写など嫌悪感を抱かせるもの
- キ 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発するおそれがあるもの
- ク 肖像権や著作権を無断で使用したもの
- コ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するもの
- サ 法令等で認められていない業種・商法に関するもの
- シ 国家資格等に基づかない者が行う療法に関するもの

(6) その他掲載することが適当でないと町長が認めるものとは、次のとおりとする。

- ① 赤、黄などの原色、蛍光色、発光塗料など派手で品のない色使いやデザインのもの
- ② 広告の内容や実態が明確でないもの
- ③ 出資者、出資金を募集するもの
- ④ 土地・建物の個別の商品、サービスの説明若しくは売買紹介に関する記載のあるもの